

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

現 行	改 正 後
<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>1. 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>1-1 証券会社の監督事務の取扱い (略)</p> <p>1-1-2 金融庁長官への協議 財務局長は、証券会社の監督事務に係る財務局長への委任事項の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。 なお、協議の際は、財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)における検討の内容及び処理意見を付するものとする。 ～ (略) ～ — <u>法第53条第1項の規定による特定取引勘定設置の認可(当該財務局の管轄区域内で最初に認可するものに限る。)</u> — ～ (略) ～ (新設)</p> <p>証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第9条の規定による内部管理モデル方式の承認 (新設)</p> <p>1-1-3 金融庁長官への報告 (1)・(2) (略) (3) 財務局長は、証券会社から提出を受けた次の報告書等のうち、各半期末のものについて、その提出を受けた月の末日までに金融庁長官へ報告すること。 (略)</p>	<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>1. 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>1-1 証券会社の監督事務の取扱い (略)</p> <p>1-1-2 金融庁長官への協議 財務局長は、証券会社の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。 なお、協議の際は、財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)における検討の内容及び処理意見を付するものとする。 ～ (略) ～ (削る)</p> <p>— ～ (略) — — <u>証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第9条第1項の規定による金利感応度の分析の承認</u> 証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第13条の規定による内部管理モデル方式の承認 — <u>証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第16条第3項の規定による承認取消処分</u> —</p> <p>1-1-3 金融庁長官への報告 (1)・(2) (略) (3) 財務局長は、証券会社から提出を受けた次の報告書等のうち、各半期末のものについて、その提出を受けた月の末日までに金融庁長官へ報告すること。 (略)</p>

自己資本規制に関する報告書（法第 52 条第 1 項）

(4) ~ (8) （略）
（新設）

(9) （略）
（略）

1 - 5 災害時における金融に関する措置

1 - 5 - 1 災害地に対する金融上の措置

政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第 9 条第 1 項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、次の措置について適切に運用するものとする。

— 預り証再発行等についての可能な限りの便宜措置
— ~ — （略）
（略）

2 . 登録申請関係

（略）

2 - 3 登録の変更及び廃業等の届出

（略）

2 - 3 - 3 登録を抹消した証券会社に係る書類の保存期間

登録を抹消した証券会社の登録申請書及び添付書類、変更届出書及び添付書類（登録を抹消した時点における最新のものに限る。）、廃業等届出書及び添付書類は、登録を抹消した時点から 10 年間保存するものとする。

（略）

3 . 証券会社の監督事務

自己資本規制比率に関する届出書（法第 52 条第 1 項）

(4) ~ (8) （略）

(9) 財務局長は、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を受理したときは、速やかにその写しを金融庁長官へ送付すること。

(10) （略）
（略）

1 - 5 災害時における金融に関する措置

1 - 5 - 1 災害地に対する金融上の措置

政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第 9 条第 1 項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、次の措置について適切に運用するものとする。

（削る）
— ~ — （略）
（略）

2 . 登録申請関係

（略）

2 - 3 登録の変更及び廃業等の届出

（略）

（削る）

（略）

3 . 証券会社の監督事務

(略)

3 - 2 その他業務に係る留意事項

3 - 2 - 1 その他業務に係る届出の受理にあたっての留意事項

法第 34 条第 2 項に規定する業務の届出の受理にあたっては、当該業務を規制する法令上必要となる手続きがとられているか留意するほか、次の業務については、その内容及び方法等が次の内容に合致するものとなっているか留意するものとする。

なお、合致しない業務については、法第 34 条第 4 項の規定による承認申請を行わせるものとする。

- (1) ~ (6) (略)
(略)

3 - 3 累積投資業務に係る留意事項

法第 34 条第 1 項第 8 号に規定する累積投資契約の締結業務を行うに当たっては、以下の業務の内容及び方法に留意して行うこと。

- (1) 累積投資業務において取り扱う有価証券の種類
~ (略)

株券(但し、証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券であり、かつ、(11)によるものに限る。3 - 3 において同じ。)

日経 300 上場投信((12)によるものに限る。3 - 3 において同じ。)

- (2) (略)
(3) 累積投資業務における金銭の払込み及び預り金の管理方法
顧客は、有価証券の買付代金の一部又は全部を随時払い込むことができること。ただし、(9)、(10)、(11)及び(12)においては、別によるものとする。
(略)
(4)・(5) (略)
(6) 累積投資業務における契約の解約

(略)

3 - 2 その他業務に係る留意事項

3 - 2 - 1 その他業務に係る届出の受理にあたっての留意事項

法第 34 条第 2 項に規定する業務の届出の受理にあたっては、当該業務を規制する法令上必要となる手続きがとられているか留意するほか、次の業務については、その内容及び方法等が次の内容に合致するものとなっているか留意するものとする。この場合において、書面の交付又は書面による手続については、当該書面の交付等に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。

なお、合致しない業務については、法第 34 条第 4 項の規定による承認申請を行わせるものとする。

- (1) ~ (6) (略)
(略)

3 - 3 累積投資業務に係る留意事項

法第 34 条第 1 項第 8 号に規定する累積投資契約の締結業務を行うに当たっては、以下の業務の内容及び方法に留意して行うこと。

- (1) 累積投資業務において取り扱う有価証券の種類
~ (略)

株券(証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券であり、かつ、(10)によるものに限る。3 - 3 において同じ。)

日経 300 上場投信((11)によるものに限る。3 - 3 において同じ。)

- (2) (略)
(3) 累積投資業務における金銭の払込み及び預り金の管理方法
顧客は、有価証券の買付代金の一部又は全部を随時払い込むことができること。ただし、(8)から(11)までにおいては、別によるものとする。
(略)
(4)・(5) (略)
(6) 累積投資業務における契約の解約

(略)

顧客が有価証券の買付代金の全部又は一部の払込みを引き続き1年を超えて行わなかったときに解約されること。ただし、顧客が累積投資契約に基づいて有価証券を証券会社に寄託した場合において、当該有価証券の果実又は償還金による預り金のみを対価として前回買付の日より1年以内に有価証券の買付けを行うことができる場合の当該契約及び(8)に規定する契約についてはこの限りでないこと。

・ (略)

(7) 累積投資業務における売買の報告等

証券会社は、累積投資業務に基づき、顧客から預った金銭及び寄託を受けた有価証券の現在高について、1年に1回以上顧客へ照合の通知を行うこと。ただし、当該通知の送付時期が又は3-9-1(3)及び に規定する通知書の送付時期とが重複する場合は八に規定する通知書の交付をもって本通知の交付に代えることができること。

証券会社は、累積投資業務に基づき、顧客から有価証券の寄託を受けたときは、遅滞なく有価証券預り証を顧客に交付するものとする。ただし、当該預り証の作成について省略の承認を受けている場合はこの限りでないこと。

証券会社は、株券の共同買付累積投資による買付けに係る取引報告書を交付しないときは、次に掲げる事項を記載した通知書を6月に1回以上作成し、これを顧客に交付すること。

イ 顧客名

ロ 銘柄

ハ 期間中における売買取引毎の約定月日、売付け又は買付けの別、株数、単価、金額及び手数料

ニ 期間中における売付け又は買付けに係る株数、金額及び手数料の合計並びに平均単価

ホ 期間末日における株数残高及び平均単価

ヘ 営業所名

証券会社は、日経300上場投信の共同買付累積投資による買付けに係る取引報告書を交付しないときは、次に掲げる事項を記載した通知書を6月に1回以上作成し、これを顧客に交付すること。

イ 顧客名

(略)

顧客が有価証券の買付代金の全部又は一部の払込みを引き続き1年を超えて行わなかったときに解約されること。ただし、顧客が累積投資契約に基づいて有価証券を証券会社に寄託した場合において、当該有価証券の果実又は償還金による預り金のみを対価として前回買付の日より1年以内に有価証券の買付けを行うことができる場合の当該契約及び(7)に規定する契約についてはこの限りでないこと。

・ (略)

(削る)

□ 銘柄

八 期間中における売買取引毎の約定月日、売付け又は買付けの別、口数、単価、金額及び手数料

三 期間中における売付け又は買付けに係る口数、金額及び手数料の合計並びに平均単価

ホ 期間末日における口数残高及び平均単価

△ 営業所名

(8)・(9) (略)

(10) 勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律 92 号。以下この章において「財形法」という。）に基づく累積投資（以下「財形貯蓄」という。）業務については、次によることができるものとする。

・ (略)

財形貯蓄につき顧客との間に、他の顧客と共同して国債を買い付け、一の顧客の当該国債の買付残高と払込金等の合計額が 1 万円の整数倍に達したときは、当該国債を売却して、一の顧客につき 1 万円の整数倍を単位として社債を他の顧客と共同して買い付ける旨の契約をすることができるものとする。

この場合において、(9) から までの規定は、社債の買付けについても適用する。

・ (略)

(7)に規定する顧客に対する残高の報告等については、当該顧客の事業主を経由して行える。

(11)・(12) (略)

(略)

(新設)

(7)・(8) (略)

(9) 勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律 92 号。以下この章において「財形法」という。）に基づく累積投資（以下「財形貯蓄」という。）業務については、次によることができるものとする。

・ (略)

財形貯蓄につき顧客との間に、他の顧客と共同して国債を買い付け、一の顧客の当該国債の買付残高と払込金等の合計額が 1 万円の整数倍に達したときは、当該国債を売却して、一の顧客につき 1 万円の整数倍を単位として社債を他の顧客と共同して買い付ける旨の契約をすることができるものとする。

この場合において、(8) から までの規定は、社債の買付けについても適用する。

・ (略)

顧客に対する残高の報告等については、当該顧客の事業主を経由して行える。

(10)・(11) (略)

(略)

3 - 4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 6 号について

証券会社が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 6 号の規定に該当するものとみなす。

- 法第 41 条第 1 項に規定する取引報告書に記載すべき事項
- 証券会社に関する内閣府令第 60 条第 1 項第 13 号に掲げる取引残高報告書に記載すべき事項
- 、 に掲げるもののほか、金銭若しくは有価証券の受渡しに関する

3 - 4 法第 50 条に規定する説明書類に係る留意事項

(1) ~ (3) (略)

3 - 5 法第 53 条の規定に基づく認可に係る留意事項

法第 30 条第 3 項の規定による届出(約定基準時価会計における時価算定基準に変更があったときの届出に限る。)の受理にあたっては、証券会社の担当部署等に備え置く時価算定マニュアルの添付を求めるものとする。

(略)

3 - 9 法定帳簿の省略等に係る留意事項

3 - 9 - 1 法定帳簿の省略等の承認

証券会社に関する内閣府令第 60 条第 3 項の規定による法定帳簿の省略等の承認は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 本店については、(3)又は(4)の規定による場合を除き、法定帳簿の省略等を承認しないものとする。ただし、証券業務の性質及び事務の機械化等これにより難い特別の事由がある場合において、投資者保護及び事故防止上特に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(2) 注文伝票、取引日記帳、顧客勘定元帳、保護預り有価証券明細簿及び現金出納帳は、その省略等を承認しないものとする。

(3) 受渡計算書は、次の から までのいずれかに該当する場合に限り、その省略等を承認するものとし、承認にあたっては、社内規則の整備が図られていることを確認するものとする。

— 株券の共同買付累積投資による買付けの場合(3 - 3 (7) の規定により通知書を顧客に交付することとしている場合に限る。)

— 日経 300 上場投信の共同買付累積投資による買付けの場合(3 - 3 (7) の規定により通知書を顧客に交付することとしている場合に限る。)

— イの a から e までに掲げる取引(c を除く各取引にあつては、3 -

る事項(ただし、金融機関を通じて金銭の受渡しを行う場合、振替決済により有価証券の受渡しを行う場合等、顧客との間で直接金銭又は有価証券の受渡しを行わない場合における当該受渡しに関する事項を除く。)

3 - 5 法第 50 条に規定する説明書類に係る留意事項

(1) ~ (3) (略)

(削る)

(略)

3 - 9 法定帳簿の省略等に係る留意事項

3 - 9 - 1 法定帳簿の省略等の承認等

(1) 証券会社に関する内閣府令第 60 条第 3 項の規定による法定帳簿の省略等の承認は、次に定めるところにより行うものとする。

— 本店については、法定帳簿の省略等を承認しないものとする。ただし、証券業務の性質及び事務の機械化等これにより難い特別の事由がある場合において、投資者保護及び事故防止上特に支障がないと認められるときは、この限りでない。

— 注文伝票、取引日記帳、顧客勘定元帳、保護預り有価証券明細簿及び現金出納帳は、その省略等を承認しないものとする。

(2) 取引残高報告書については、四半期ごと(取引又は金銭若しくは有価証券の受渡しが無い場合にあつては、1年ごと)には交付しなければならないものとする。

(3) 証券会社に関する内閣府令別表第 8 の 13 の項記載要領等欄第 3 号ハに規定する書面については、当該書面の交付に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を現金自動支払機等に表示する方法により提供することができるものとする。

3に規定する方法によるものに限る。)の区分に応じ、aからeまでに定める事項があらかじめ顧客と取り交わした契約により定められている場合において、当該取引に係る有価証券の種類ごとに、口に規定する買付け等の履歴等を記載した通知書を6月に1回以上作成し、これを顧客に交付することとしている場合

イ 取引の種類等

a 顧客の預金口座等から自動引き落としした金銭による有価証券の定期・定額の本買付け 引落日、1回あたりの引落金額、本買付け日及び本買付有価証券の種類

b 顧客の毎月の賃金等から控除した払込金による証券投資信託受益証券の定期・定額の本買付け又は財形貯蓄契約に係る有価証券の本買付け 1回あたりの控除金額、本買付け日及び本買付けする証券投資信託受益証券の種類又は3-3(10)に規定する事項

c 有価証券の定期・定額の本売付け(解約の取次ぎを含む。(3)において「本売付け等」という。当該本売付け等の代金の全額を顧客の預金口座等に振込む場合又はaに準ずる方法による他の有価証券及び法第34条第2項各号に掲げる業務若しくは同条第4項の規定により承認を受けた業務において取り扱う証券、証書、権利若しくは商品(cにおいて「有価証券等」という。)の定期・定額の本買付けに係る代金に充てるために預金口座等若しくは顧客口座に振込み若しくは振り替える場合に限る。) 本売付け等をする月日、1回あたり本売付け等金額、振込口座及び本売付け等をする有価証券等の種類

d 寄託有価証券に果実が生じた都度行う当該果実による他の有価証券の本買付け 寄託有価証券及び本買付有価証券の種類

e 寄託有価証券に果実が生じた都度行う当該果実による当該有価証券の本買付け(再投資) 寄託有価証券の種類

ロ 次に掲げる事項を記載した通知書

a 顧客名

b 有価証券の種類

c 期間中における取引ごとの約定年月日、本売付け等又は本買付け若しくは再投資の別、数量、単価、金額及び受渡日

d 期間中における本売付け等又は本買付け若しくは再投資に係る数

量及び金額の合計

e 期間末日における寄託証券残高

イのcに掲げる場合以外の売付け等について、当該売付け等の代金(売買約定日から起算して4日目以前に受渡しを行うこととしているものに限る。)の金額を、あらかじめ顧客から届出を受けている預金口座等(及び(4)において「指定預金口座等」という。)に振込む場合(当該売付け等に係る取引報告書に、当該売付け等の代金は受渡日に指定預金口座等に振込む旨の記載をする場合に限る。)

国債証券の売買において、日本銀行の国債DVPシステムを利用して受渡しを行う場合

からまでに掲げる場合以外のMMF、中期国債ファンド又は証券総合口座用ファンドの買付け又は売付け等について、受渡計算書に代えて、定期的に通知書を作成し交付する場合であって、次に掲げる要件(受渡し(現金自動支払機等によるものに限る。)の都度、受渡金額及び当該受渡し後における寄託証券残高に係る金額を記載した書面を作成し交付する場合にあっては、イに掲げる要件を除く。)のすべてに該当する場合

イ 顧客との間で受渡計算書不発行の契約書を取り交わし、顧客の同意を得ること。

ロ 最低限、証券会社に関する内閣府令別表第8の3の受渡計算書に規定する受渡計算書の必要記載事項及び期間末日における寄託証券残高を通知書に記載すること。

ハ 通知書は、からまでに掲げる場合以外のMMF、中期国債ファンド又は証券総合口座用ファンドの買付け又は売付け等の取引日から起算して1月以内又は契約で定める期間の末日より2週間以内に作成し交付すること。

現金自動支払機等を利用して受渡しを行う場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当する場合

イ 顧客から申出があった場合には、受渡計算書を作成し交付すること。

ロ MMF、中期国債ファンド又は証券総合口座用ファンドの売付け等について、受渡しの都度、受渡金額及び当該受渡し後における寄託証券残高に係る金額を記載した書面を作成し交付すること。ただ

し、顧客が、当該書面の交付に代えて、これらの金額を現金自動支払機等に表示する方法を選択した場合を除く。

(4) 有価証券預り証（(4)において「預り証」という。）は、次のからまでのいずれかに該当する場合に限り、その省略等を承認するものとし、承認にあたっては、社内規則の整備が図られていることを確認するものとする。

一 累積投資顧客から寄託を受けた金銭及び有価証券について、寄託を受けた都度直ちに寄託残高を記載した書面を作成のうえ顧客に交付する場合

一 有価証券の売買等の内容及び有価証券寄託残高について定期的に月次報告書を作成し交付する場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当する場合

イ 顧客との間で預り証不発行の契約書を取り交わし、顧客の同意を得ること。

ロ 顧客との間で単純に証券又は金銭を授受する場合には、受領した者は受領書を交付すること。

八 最低限、次に掲げる事項を記載した月次報告書を毎月1回以上作成し、交付すること。ただし、当該月において売買等が全くなかった顧客（信用取引、発行日取引、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、選択権付債券売買、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引又は有価証券店頭オプション取引（d及びニにおいて「信用取引等」という。）を行っている顧客を除く。）については、前稼働月より起算して1年に1回以上作成し交付することができる。

a 報告時における証券及び金銭の預り残高

b 有価証券取引の内容（売買及び入出金）

c 預り有価証券の明細

d 信用取引等に係る未決済勘定の明細及び評価損益

三 月次報告書の内容については回答書により顧客の確認を得ることとし、当該回答書は必ずその都度回収し保存すること。ただし、「月次報告書について疑義ある場合には、速やかに連絡し、連絡がない場合には、内容について承認したものとみなす」旨の契約書を顧客と取り交わしている場合で信用取引等を行っている顧客以外

の顧客、当該月において売買等が全くなかった顧客及びホームトレード顧客については、回答書の回収を省略することができる。

ホ 月次報告書の交付及び回答書の回収の状況を別途帳簿に記載すること。

公社債及び証券投資信託受益証券の売買の内容及び寄託残高について受渡しの都度取引明細書を作成し交付する場合であって、その内容が次に掲げる要件のすべてに該当する場合

イ 対象顧客は、原則として証券会社の店頭又は指定預金口座等を利用して受渡しを行う顧客に限ること。

ロ 顧客との間で預り証不発行の契約書を取り交わし、顧客の同意を得ること。

ハ 顧客との間で単純に証券又は金銭を授受する場合には、受領した者は受領書を交付すること。

ニ 最低限、次に掲げる事項を記載した取引明細書を受渡しの都度作成し交付すること。

a 当該受渡しにかかる取引の内容（売買及び入出金）

b 当該受渡し後における証券及び金銭の預り残高

c 預り有価証券の明細

株券の共同買付累積投資により買い付けられた株券に係る預り証を省略する場合（3 - 3(7)の規定により通知書を顧客に交付することとしている場合に限る。）

日経 300 上場投信の共同買付累積投資により買い付けられた日経 300 上場投信に係る預り証を省略する場合（3 - 3(7)の規定により通知書を顧客に交付することとしている場合に限る。）

(3)に規定する承認を受けて、(3) ロに規定する買付け等の履歴等を記載した通知書を6月に1回以上作成し、これを顧客に交付することとしている場合において、(3) イのaからeまでに掲げる取引により買い付けられた有価証券に係る預り証を省略する場合

(3)に規定する承認を受けて、(3) に規定する通知書を作成し、これを顧客に交付することとしている場合において、(3) に規定する有価証券に係る預り証を省略する場合

(3)に規定する承認を受けて、(3) ロに規定する書面を作成し、これを顧客に交付することとしている場合（(3) ロただし書に規定す

る場合を含む。)において、(3) 口に規定する有価証券に係る預り証を省略する場合

(略)

3 - 9 - 5 法定帳簿の電子媒体による保存

(1) 法定帳簿の電子媒体による保存の対象となる法定帳簿は、法第 41 条に規定する取引報告書及び証券会社に関する内閣府令第 60 条第 1 項各号に掲げる法定帳簿で顧客に対して交付するものを除いた全てのものとする。ただし、注文伝票に関しては 3 - 9 - 4 (1) に規定する届出書を提出し、コンピューターへの直接入力により作成している場合に限る。

(2) 次に掲げる要件を満たす場合は、法定帳簿を電子媒体により保存することができるものとする。この場合、あらかじめ、以下の要件が満たされている旨を証する届出書を提出することを求めるものとする。なお、当該届出書に変更があった場合においても、同様とする。

(略)

保存に使用する電子媒体は商法に規定する 10 年の保存期間の耐久性を有すること。

~ (略)

(3) (略)

(略)

4 . 外国証券会社の監督事務等

(略)

4 - 3 外国証券会社の監督事務

(略)

4 - 3 - 2 外証法第 14 条第 1 項において準用する証券取引法第 34 条第 2 項に規定する業務に係る留意事項

外証法第 14 条第 1 項において準用する証券取引法第 34 条第 2 項に規定する業務については、3 - 2 に掲げる事項に準ずる点について留意するものとする。

(略)

3 - 9 - 5 法定帳簿の電子媒体による保存

(1) 法定帳簿の電子媒体による保存の対象となる法定帳簿は、法第 41 条第 1 項に規定する取引報告書の写し及び証券会社に関する内閣府令第 60 条第 1 項各号に掲げる法定帳簿(同項第 13 号に掲げる取引残高報告書にあっては、その写し)とする。ただし、注文伝票に関しては 3 - 9 - 4 (1) に規定する届出書を提出し、コンピューターへの直接入力により作成している場合に限る。

(2) 次に掲げる要件を満たす場合は、法定帳簿を電子媒体により保存することができるものとする。この場合、あらかじめ、以下の要件が満たされている旨を証する届出書を提出することを求めるものとする。なお、当該届出書に変更があった場合においても、同様とする。

(略)

保存に使用する電子媒体は証券会社に関する内閣府令第 60 条第 8 項に規定する保存期間の耐久性を有すること。

~ (略)

(3) (略)

(略)

4 . 外国証券会社の監督事務等

(略)

4 - 3 外国証券会社の監督事務

(略)

4 - 3 - 2 外証法第 14 条第 1 項に規定する業務の規制に係る留意事項

(1) 外証法第 14 条第 1 項において準用する証券取引法第 34 条第 2 項に規定する業務については、3 - 2 に掲げる事項に準ずる点について留意するものとする。

(2) 外証法第 14 条第 1 項において準用する証券取引法第 43 条第 2 号に規

4 - 3 - 3 外証法第 15 条第 3 項に規定する説明書類に係る留意事項
外証法第 15 条第 3 項に規定する説明書類については、3 - 4の規定に準ずるものとする。

(略)

4 - 3 - 7 外国証券業者に関する内閣府令第 39 条の規定に基づく法定帳簿の省略等に係る留意事項

法定帳簿の省略等に関する取扱いについては、3 - 9の規定に準ずるものとする(ただし、支店その他の営業所のみに係る事項を除く。)

以下の場合には、以下に掲げる法定帳簿の省略を承認するものとする。

(1) 当該外国証券会社の主たる支店以外の支店について、主たる支店で事務を集中管理している等の合理的な理由により、事務の一部を省略し、かつ、当該省略した事務を主たる支店において支店ごとに区分計利している場合 当該支店における総勘定元帳、商品有価証券勘定元帳、特定取引勘定元帳、現先取引勘定元帳、受渡有価証券記番号帳又は日計表

(2) 当該外国証券会社のすべての支店について外国証券業者に関する内閣府令第 39 条において準用する証券会社に関する内閣府令第 60 条第 3 項の規定による承認(受渡計算書又は有価証券預り証に限る。)を受けている場合 当該外国証券会社が新たに設置する支店における当該承認を受けている受渡計算書又は有価証券預り証

(3) 当該外国証券会社が証券取引法第 2 条第 8 項第 7 号八に掲げる売買価格の決定方法により行う私設取引システム運營業務を営む場合 当該業務に係る注文伝票

(略)

5 . 登録金融機関の監督事務

5 - 1 登録金融機関の監督事務の取扱い

登録金融機関の監督事務に係る財務事務所長等への再委任、金融庁長官への協議及び報告については、1 - 1 - 1、1 - 1 - 2 (、 、 、 、 を除く。) 1 - 1 - 3 ((3)、(5)、(6)、(8)を除く) 1 - 1 - 4 ((1)

定する内閣府令で定める状況については、3 - 4 の規定に準ずるものとする。

4 - 3 - 3 外証法第 15 条第 3 項に規定する説明書類に係る留意事項
外証法第 15 条第 3 項に規定する説明書類については、3 - 5の規定に準ずるものとする。

(略)

4 - 3 - 7 外国証券業者に関する内閣府令第 39 条の規定に基づく法定帳簿の省略等に係る留意事項

法定帳簿の省略等に関する取扱いについては、3 - 9の規定に準ずるものとする(ただし、支店その他の営業所のみに係る事項を除く。)

なお、外国証券会社の主たる支店以外の支店について、主たる支店で事務を集中管理している等の合理的な理由により、事務の一部を省略し、かつ、当該省略した事務を主たる支店において支店ごとに区分経理している場合には、当該支店における総勘定元帳、商品有価証券勘定元帳、特定取引勘定元帳、現先取引勘定元帳、受渡有価証券記番号帳又は日計表の省略を承認するものとする。

(略)

5 . 登録金融機関の監督事務

5 - 1 登録金融機関の監督事務の取扱い

登録金融機関の監督事務に係る財務事務所長等への再委任、金融庁長官への協議及び報告については、1 - 1 - 1、1 - 1 - 2 (、 、 及び から までに限る。) 1 - 1 - 3 ((1)、(2)、(4)及び(10)に限る。) 1

を除く)に準ずるほか、次のとおり取扱うものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする(以下同じ。)

- (1)～(3) (略)
(略)

5 - 3 登録金融機関の監督事務

(略)

(新設)

5 - 3 - 5 登録対象となる外務員の範囲等
(略)

5 - 3 - 6 検査終了後のフォローアップ
(略)

5 - 3 - 7 金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条の規定に基づく帳簿の省略等に係る留意事項
帳簿の省略等に関する取扱いについては、3 - 9 - 1(3)及び(4)の規定に準ずるものとする。

5 - 3 - 8 帳簿のマイクロフィルムによる作成・保存

次に掲げる要件が満たされている場合には、法第65条の2第5項において準用する法第41条に規定する取引報告書及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条第1項各号に掲げる帳簿を一般に妥当と認められる作成基準により作成したマイクロフィルムにより保存することができるものとする。

- (1)・(2) (略)

5 - 3 - 9 注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成
(略)

- 1 - 4 ((2)に限る。)に準ずるほか、次のとおり取扱うものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする(以下同じ。)

- (1)～(3) (略)
(略)

5 - 3 登録金融機関の監督事務

(略)

5 - 3 - 5 金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条第4号について
金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条第4号に掲げる状況については、3 - 4の規定に準ずるものとする。

5 - 3 - 6 登録対象となる外務員の範囲等
(略)

5 - 3 - 7 検査終了後のフォローアップ
(略)

5 - 3 - 8 金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条の規定に基づく帳簿の省略等に係る留意事項
帳簿の省略等の承認等に関する取扱いについては、3 - 9 - 1の規定に準ずるものとする。

5 - 3 - 9 帳簿のマイクロフィルムによる作成・保存

次に掲げる要件が満たされている場合には、法第65条の2第5項において準用する法第41条第1項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条第1項各号に掲げる帳簿(同令別表第16に掲げる取引残高報告書にあっては、その写し)を一般に妥当と認められる作成基準により作成したマイクロフィルムにより保存することができるものとする。

- (1)・(2) (略)

5 - 3 - 10 注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成
(略)

5 - 3 - 10 帳簿の電子媒体による保存

(1) 証券業務に関する帳簿の電子媒体による保存の対象となる帳簿は、法第65条の2第5項において準用する法第41条に規定する取引報告書及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条第1項各号に掲げる帳簿で顧客に対して交付するものを除いた全てのものとする。ただし、注文伝票に関しては5 - 3 - 9に基づいてコンピューターへの直接入力により作成している場合に限る。

(2) 次に掲げる要件を満たす場合は、証券業務に関する帳簿を電子媒体により保存することができるものとする。

金融機関の証券業務に関する内閣府令別表第9から第15までに規定する全ての記載事項が電算システムにより作成され、電子データとして保存されること。

保存に使用する電子媒体は商法に規定する10年の保存期間の耐久性を有すること。

～ (略)

6 . 自己資本規制関係

(新設)

6 - 1 定義

(1) 証券会社の自己資本規制に関する内閣府令(平成11年総理府令・大蔵省令第28号。6において「自己資本府令」という。)第1条第1号に規定する有価証券等は、原則として、約定ベースにより把握することを求めるものとする。ただし、システム面の対応等やむを得ない理由により、約定ベースでの把握が困難と認められる証券会社(外国証券会社を含む。以下6において同じ。)については、受渡しベースとすることを認めるも

5 - 3 - 11 帳簿の電子媒体による保存

(1) 証券業務に関する帳簿の電子媒体による保存の対象となる帳簿は、法第65条の2第5項において準用する法第41条第1項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条第1項各号(同令別表第16に掲げる取引残高報告書にあっては、その写し)に掲げる帳簿で顧客に対して交付するものを除いた全てのものとする。ただし、注文伝票に関しては5 - 3 - 10に基づいてコンピューターへの直接入力により作成している場合に限る。

(2) 次に掲げる要件を満たす場合は、証券業務に関する帳簿を電子媒体により保存することができるものとする。

金融機関の証券業務に関する内閣府令別表第9から別表第16までに規定する全ての記載事項が電算システムにより作成され、電子データとして保存されること。

保存に使用する電子媒体は金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条第2項に規定する保存期間の耐久性を有すること。

～ (略)

6 . 自己資本規制関係

自己資本規制比率の算出の正確性等については、法第52条及び証券会社の自己資本規制に関する内閣府令(6.において「自己資本規制府令」という。)の規定を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認するものとし、その正確性等に問題がある場合には、その内容を通知し、注意を喚起するものとする。

(削る)

(削る)

のとする。この場合において、自己資本府令第13条第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書の提出にあたっては、自己資本府令別紙様式第1号（第2面）中欄外に受渡しベースで把握している有価証券等を付記することを求めるものとする。

(2) (1)の規定により、受渡しベースでの把握を認めた証券会社に対しては、できる限り早期に約定ベースでの把握により自己資本府令第13条第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書を作成、提出することを求めて行くこととする。 (削る)

(3) 自己資本規制比率が140%以下となった証券会社が、自己資本府令第13条第4項の規定により、自己資本規制比率に関する届出書を提出するにあたっては、自己資本府令第1条第1号に規定する有価証券等は、約定ベースにより把握することを求めるものとする。 (削る)

(4) 日本証券業協会の会員への通知文書「証券会社のトレーディング業務に係る特定取引勘定の設置認可申請手続き等について」(平成9年2月27日付日証協(会)9第98号)により示された「約定基準時価会計における時価算定基準」に基づき算出した有価証券等の時価額は、自己資本府令第1条第1項第13号ホに規定する合理的な方法により算出した価額と判断して差し支えない。 (削る)

(5) 自己資本府令別表第1及び第2に掲げる有価証券等の空売り又は借り入れた有価証券等の売付けに係る取引については、当該有価証券等の区分による。この場合の市場リスク相当額の計算期間は、売付け又は借入れに係る同一の有価証券等の買付けまでの期間とする。 (削る)

6 - 2 自己資本

(1) 自己資本府令第2条第1項第5号八に掲げる一般貸倒引当金とは、貸倒引当金のうち法人税法(昭和40年法律第34号)第52条第1項第2号に該当するものをいう。

(2) 劣後特約付借入金、劣後特約付社債又は匿名組合契約出資金を補完的項目に算入した証券会社に対しては、自己資本府令別紙様式第1号(第1面)中欄外に劣後特約付借入金、劣後特約付社債又は匿名組合契約出資金の貸借対照表上の計上科目を付記することを求めるものとする。 (削る)

(3) 外貨建ての劣後ローンを補完的項目に算入している証券会社については、計算を行う日の外国為替相場の仲値を用い、円貨に換算することに (削る)

6 - 1 固定化されていない自己資本

(削る)

(削る)

(削る)

留意する。

(新設)

6 - 1 - 1 届出書の記載内容の確認

法第 54 条第 1 項の規定に基づき、劣後特約付借入金を借り入れた場合又は劣後特約付社債を発行した場合の届出があったときは、次の点に留意の上、これらが自己資本規制府令第 2 条第 1 項第 6 号二に掲げる長期劣後債務又は同号ホに掲げる短期劣後債務として適格であるか確認するものとする。

- (1) 少なくとも破産及び会社更生といった劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に上位債権者を優先させる契約内容となっているか。
- (2) 自己資本規制府令第 2 条第 2 項各号又は同条第 3 項各号に掲げる性質のすべてを有しているか。
- (3) 上位債権者に不利益となる変更、劣後特約に反する支払いを無効とする契約内容となっているか。

(新設)

6 - 1 - 2 意図的な資金の提供の確認

次のような場合には、自己資本規制府令第 2 条第 4 項第 3 号に規定する劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に意図的に資金の提供を行っている場合に該当するものとする。

- (1) 当該借入先又は当該保有者に劣後特約付借入金を供与している場合又はこれらの者が発行した劣後特約付社債を保有している場合。なお、当該劣後特約付社債を、引受けにより取得したもので保有期間が 6 月を超えない場合及びマーケットメイク等のために一時的に保有している場合は、該当しない。
- (2) 当該借入先又は当該保有者に、経営再建・支援・資本増強協力目的として、資金の貸付けを行っている場合
- (3) 当該借入先又は当該保有者の株券その他の有価証券等を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、新たに引き受けている場合。なお、経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、当該株券その他の有価証券等を、純投資目的等により流通市場等からの調達により保有してい

(新設)

6 - 3 控除すべき固定資産等

- (1) 自己資本府令第3条第1項第5号の規定は、短期貸付金の額のうち劣後特約付借入金の額、劣後特約付社債の保有額及び匿名組合契約に基づく出資金の額の合計額に相当する額の自己資本の額からの控除を課したものであり、当該短期貸付金の額から当該合計額を控除した結果の残額について取引先リスク相当額を算出しなければならないことに留意する。
- (2) 自己資本府令第3条第1項第7号に掲げる前払金には、仕入にかかる消費税の前払金であって、その他の預り金に計上した売上にかかる消費税の額までの額を含めないことに留意する。
- (3) 自己資本府令第3条第1項第12号の規定は、自己資本規制比率を向上させる目的で証券会社が出資又は劣後特約付借入金等を受け入れている場合に、事前又は事後にかかわらず、当該証券会社が、直接出資者若しくは債権者等に対して、又は第三者を経由して、コマーシャル・ペーパー又は社債を購入することにより資金を還流させている場合をいうことに留意する。
- (4) 証券会社が、自己資本府令第3条第2項の規定に基づき同条第1項第

る場合、引受けにより取得したもので保有期間が6月を超えない場合及びマーケットメイク等のために一時的に保有している場合は、該当しない。

6 - 1 - 3 控除資産から控除している担保金等の確認

自己資本規制府令第3条第2項及び第3項の規定に基づき土地・建物の時価額等を控除している場合又は同条第5項及び第6項の規定に基づき担保金その他の資産の時価額を控除している場合においては、次の点に留意の上、控除額が適切であるか確認するものとする。

- (1) 土地・建物の時価額等を控除している場合 当該土地・建物の時価額が適切に算出されているか。
- (2) 担保金その他の資産の時価額を控除している場合 当該担保金その他の資産が担保としてふさわしいものであるか、並びにその時価額及び当該時価額から控除すべき市場リスク相当額が適切に算出されているか。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

1号に規定する固定資産から控除した場合には、時価額及びその具体的な算出方法並びにこれと比較した借入金の額及び帳簿価額を自己資本府令第13条第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書に添付して提出することを求めるものとする。

6 - 4 リスク相当額

(1) 自己資本府令第4条第4項に規定する業務の態様に応じた合理的な方法とは、次に掲げる業容に応じ次に定める方法であることに留意する。

特定取引勘定設置証券会社については、毎営業日、重要性が著しく乏しいものを除き、すべての有価証券等の時価額(月末以外は必ずしも客観性の検証を行った時価である必要はないこととする。)及び別表第13に掲げるすべての取引の契約額及びすべての資産の額を把握し、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を把握する方法とする。ただし、デリバティブ取引(有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を除く。)に係る市場リスク相当額及び取引先リスク相当額については、自己資本府令に規定する算出方法に準じた概算ベースによる把握も合理的な方法とみなすことができるものとし、未収入金及び未収収益について、金融収益に係るもの及び経過的に約定日に計上されるもの(受渡日に入金されなかったものを除く。)を除くことも合理的な方法に含まれると解するものとする。

上記以外の証券会社のうち、市場リスク相当額の算出方法に分解法を選択する者については、毎営業日、重要性が著しく乏しいものを除き、すべての有価証券等について約定ベースによる時価額(月末以外は必ずしも客観性の検証を行った公正な時価である必要はないこととする。)及び別表第13に掲げる取引のうち主要なものの契約額及び資産のうち主要なものの額(未収収益のうち金融収益にかかるものを除く。)を把握し、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を把握する方法とする。ただし、デリバティブ取引(有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を除く。)に係る市場リスク相当額及び取引先リスク相当額については、自己資本府令に規定する算出方法に準じた概算ベースによる把握も合理的な方法とみなすことができる。ただし、分解法の使用に伴う広範な相殺規定に対応する相応のリスク管理及び保有有価証

6 - 2 リスク相当額

6 - 2 - 1 リスク相当額の把握状況の確認

自己資本規制府令第4条第4項の規定に基づき、業務の態様に応じて合理的な方法により、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、毎営業日、把握しているか確認する際には、次の点に留意するものとする。

(1) すべての保有する有価証券等の時価額(月末にあっては、客観性の検証を行った時価額)に基づき、市場リスク相当額を適切に把握しているか。ただし、月末以外においては、固定化されていない自己資本の額に比しポジションが恒常的に小さい等、重要性の乏しいものについては、概算により把握することができるものとする。

(2) 対象となるすべての取引又は資産等の与信相当額に基づき、取引先リスク相当額を適切に把握しているか。ただし、月末以外においては、未収入金及び未収収益については、金融収益に係るもの及び経過的に約定日に計上されるもの(受渡日に入金されなかったものを除く。)を除くことができるものとする。

(3) 市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、毎営業日、リスク管理について責任を負っている取締役が了知しているか。

券の約定ベースでの時価額の把握が、適切に行われているかどうかを、適宜、確認するものとする。なお、同趣旨から、当該証券会社に対しては、特定取引勘定の設置を促していくものとする。

上記以外の証券会社については、市場リスク相当額については、株式、自己資本府令第1条第1項第15号に規定するその他の債券及び自己資本府令第5条第5項第1号に規定する指定国以外の国で発行された有価証券等、相対的にリスクが高い、又は、流動性に乏しい有価証券については、固定化されていない自己資本の額に比しポジションが恒常的に小さい等、重要性が乏しいものでない限り、毎営業日、市場リスク相当額を把握する方法とする。取引先リスク相当額については、別表第13に掲げる取引のうち主要なものの契約額及び資産のうち主要なものの額（未収収益のうち金融収益に係るものを除く。）について、毎営業日、把握する方法とする。

(2) (1)の規定にかかわらず、特定取引勘定設置証券会社以外の証券会社においても、固定化されていない自己資本の額に比し市場リスク相当額が10%程度を超えるようなポジションを保有する等、より適正なポジションの把握が必要と認められる者に対しては、約定ベースによる有価証券等の時価額の把握を求めるものとする。ただし、上記の状況を恒常に続けようとする証券会社に対しては、当分の間は、受渡しベースでの把握を認めるものとするが、原則として、特定取引勘定の設置を求めていくものとする。

(3) 自己資本規制比率が140%以下となった証券会社が自己資本府令第13条第5項の規定に基づき市場リスク相当額を算出する場合には、すべての有価証券について約定ベースの時価額の把握を求めるものとする。

(4) 自己資本府令第4条第4項に規定する「把握する」とは、リスク管理について責任を負っている取締役が了知している状態をいう。

(5) 保有する有価証券のうち貸し付けたものについては、市場リスク相当額に加えて取引先リスク相当額を算出することに留意する。

6 - 5 市場リスク相当額

(1) 自己資本府令第6条第1項第3号の市場リスク相当額の計算に当たっては、外国通貨をもって表示される資産（貸借対照表に記載されない債

6 - 2 - 2 貸付有価証券の確認

保有する有価証券のうち貸し付けたものについては、取引先リスク相当額に加え、市場リスク相当額を算出しているか確認するものとする。

(削る)

(削る)

権を含む。)及び外国通貨をもって表示される負債(貸借対照表に記載されない債務を含む。)に、自己資本府令第3条第1項各号の規定により自己資本の額から控除した額を含めることを求めるものではない。

(2) 自己資本府令第5条第7項に規定する「合理的な理由」とは、次に掲げるものをいい、証券会社がリスク・カテゴリごと又は業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合には、当該証券会社が適切に市場リスク相当額を算出しているかどうかを、ヒアリング等により、適宜、確認するものとし、自己資本府令第13条第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書の提出にあたっては適正な記載を求めるものとする。

― リスク・カテゴリごとに市場リスク相当額の算出方法を選択する場合

イ リスク・カテゴリごとに市場リスク相当額を算出することにより、より適切にリスクが把握される場合であって、市場リスク全体を統合的に把握する部署が他の部署から独立して存在している場合

ロ 個別法と他の算出方法が混在する場合には、市場リスク相当額の算出方法を全体として分解法又は内部管理モデル方式に移行させる方針が明確となっている場合

― 業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択する場合で次に掲げる場合

イ 業務の種類ごとに市場リスク相当額を算出することにより、より適切にリスクが把握される場合であって、市場リスク全体を統合的に把握する部署によりリスク・カテゴリごとの市場リスク相当額が把握される体制となっている場合

ロ 個別法と他の算出方法が混在する場合には、市場リスク相当額の算出方法を全体として分解法又は内部管理モデル方式に移行させる方針が明確となっている場合であって、個別法を用いている業務に係る有価証券等と他の業務に係る有価証券等との相殺を行わないこととしている場合

(3) 自己資本府令別表第1有価証券等の区分の欄のうち金融先物取引には、通貨先物取引を含むことに留意する。

(4) 自己資本府令別表第2有価証券等の区分欄のうち著しく流動性の低い

6-2-3 市場リスク算出方法を選択する合理的な理由の確認

自己資本規制府令第5条第2項の規定に基づき、リスク・カテゴリごと、業務の種類ごとに、標準的方式又は内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出している場合には、次の点に留意の上、その合理的な理由があるか確認するものとする。

(1) リスク・カテゴリごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合

― リスク・カテゴリごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。

― 市場リスク全体を統合的に把握する部署が他の部署から独立して存在しているか。

(2) 業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合

― 業務の種類ごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。

― 市場リスク全体を統合的に把握する部署によりリスク・カテゴリごとの市場リスク相当額が把握される体制となっているか。

(削る)

(削る)

債券その他の有価証券等の区分欄に該当する有価証券その他の資産の市場リスク相当額の自己資本府令別紙様式第1号への記載については、「4 リスク相当額」の「(1) - a市場リスク相当額」の「合計(D)」欄の上欄又は「(1) - b市場リスク相当額」の「小計」欄の上欄に必要な欄を設け、適宜記載するものとする。

6 - 6 相殺

- (1) 自己資本府令第7条に規定する相殺は、対象となっている有価証券等について、そのポジションの時価額の把握が的確に行われていること等、ポジションの相殺に相応しいリスク管理が行われている必要があることに留意する。
- (2) 自己資本府令第7条第1項各号に規定する市場リスク相当額の差額とは、取引に係るそれぞれのポジション(ロング又はショート)に応じた市場リスク相当額を算出し、大きい方の市場リスク相当額から小さい方の市場リスク相当額を控除した額をいう。

(削る)

(削る)

(削る)

6 - 7 分解法

- (1) 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成10年法律第107号)第1条の規定による改正前の証券取引法第28条第2項第1号の免許を取得していなかった証券会社等、ディーリング業務の経験及びそれに伴うリスク管理の経験が浅いと認められる証券会社等が分解法により市場リスク相当額を算出している場合には、適宜、ヒアリング等により算出方法及び管理方法を確認するものとする。
- (2) 自己資本府令第8条第1項の規定により算出方法を説明した書類には、各リスク・カテゴリーごとの有価証券等の種類別の市場リスク相当額の算出方法、市場リスク相当額を算出する部署及び市場リスク相当額を検証する部署を記載させるものとする。
- (3) 自己資本府令第8条第4項第2号に規定する流動性の高いポートフォリオとは、指定国等以外の国等の株券等とは完全に別個に組成され、かつ、管理されたものであって、銘柄数が25以上で、かつ、時価額でみて特定の業種への偏りが少ないもの、又は、銘柄数が25以上で、かつ、当該銘柄の中に価格が負の相関関係を示すものが多数含まれているものをいう。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(4) 自己資本府令第8条第4項第2号に規定する代表的な株価指数等先物取引に連動し当該先物取引に係る株価指数の構成銘柄のみで構成されているものについては、自己資本府令第8条第4項第2号に規定する「ポートフォリオの流動性が高いもので、かつ、すべての銘柄が指定国等で発行される株券等で構成され、1銘柄当たりのポートフォリオに占める割合が5パーセント以下のもの」に準じた個別リスク相当額の把握を認めるものとする。

(5) 次に掲げる株価指数に係る株価指数等先物取引は、自己資本府令第8条第4項第2号に規定する代表的な株価指数等先物取引に該当すると解することができるものとし、同府令第8条第4項第2号に規定する指定国等におけるその他の株価指数等先物取引についても、取引の状況に鑑み代表的と認められるものについては、当該規定に該当すると判断することができるものとする。

— 日本国 日経平均株価指数、東京証券取引所株価指数及び日経 300 株価指数

— アメリカ合衆国 S & P 500 株価指数及び日経平均株価指数

— イタリア共和国 M I B 30 株価指数

— オーストラリア オール・オーディナリー株価指数

— オランダ王国 E O E 株価指数

— カナダ T S E 3 5 株価指数

— グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 F T S E - 1 0 0 株価指数及び F T S E - M i d 2 5 0 株価指数

— シンガポール共和国 日経平均株価指数及び日経 300 株価指数

— スイス連邦 S M I 株価指数

— スウェーデン王国 O M X 株価指数

— スペイン I B E X 株価指数

— ドイツ連邦共和国 D A X 株価指数

— フランス共和国 C A C 4 0 株価指数

— ベルギー王国 B E L 2 0 株価指数

— 香港 ハンセン株価指数

(6) 自己資本府令第8条第11項第4号に規定する具体的な事例については、複数の事例を確認するものとする。

(削る)

6 - 2 - 4 指定国の代表的な株価指数

標準的方式により株式リスク相当額を算出する場合において、次に掲げる株価指数以外のものを指定国の代表的な株価指数としているときは、取引の状況等に鑑み、その国の代表的な株価指数としてふさわしいか確認するものとする。

(1) 日本国 日経平均株価指数、日経 3 0 0 株価指数、東京証券取引所 株価指数

(2) アメリカ合衆国 S & P 5 0 0 株価指数

(3) イタリア共和国 M I B 3 0 株価指数

(4) オーストラリア連邦 オール・オーディナリー株価指数

(5) オランダ王国 E O E 株価指数

(6) カナダ T S E 3 5 株価指数

(7) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国 F T S E - 1 0 0 株価指数、F T S E - M i d 2 5 0 株価指数

(8) スイス連邦 S M I 株価指数

(9) スウェーデン王国 O M X 株価指数

(10) スペイン I B E X 株価指数

(11) ドイツ連邦共和国 D A X 株価指数

(12) フランス共和国 C A C 4 0 株価指数

(13) ベルギー王国 B E L 2 0 株価指数

(14) 香港 ハンセン株価指数

(削る)

(7) 自己資本府令第8条第16項第2号に規定する調整係数とは、ガンマを基に計算されたリスクを金額ベースに直すために使用する係数をいう。

(削る)

(8) 自己資本府令第8条第16項第3号に規定する「原資産の時価額のボラティリティが算出基準日の水準に対し上下に100分の25変動した場合」とは、原資産ごとに異なるボラティリティを適用している証券会社にあつては、リスク・カテゴリーごとに当該ボラティリティが一律に1.25倍に上昇した場合又は一律に0.75倍に下降した場合をいい、想定変動額の合計額とは、リスク・カテゴリーごとにボラティリティが上昇又は下降した場合のうち損失額が大きくなる場合の当該損失額をいう。

(削る)

(9) 自己資本府令第8条第17項の規定の株券等に係るオプション取引に対する適用については、当該株券等が上場されている証券取引所が同一であること、当該株券等が上場されている証券取引所が同一国内にあること又は原資産が大阪証券取引所、シカゴ・マーカントイル取引所及びシンガポール国際金融取引所に上場されている日経平均株価指数先物取引又は日経300株価指数先物取引である場合を、原資産が同一であるとみなすことができることに留意する。

(削る)

(新設)

6 - 2 - 5 国際機関

標準的方式により金利リスク相当額を算出する場合及び取引先リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行及び欧州評議会社会開発基金は、国際機関に該当するものとする。

6 - 8 内部管理モデル方式

(1) 自己資本府令第9条第7項第8号に規定する内部監査及び外部監査については、申請時までに行われていない場合であっても、その社内体制が整っていると認められる場合には、承認できるものとする。ただし、初回の内部監査報告書の写し及び初回の外部監査報告書の写しの提出を求めるものとする。

(削る)

(削る)

(2) 内部管理モデル方式を利用している証券会社に対しては、毎年、前年度におけるリスクの計測の過程及びリスク計測モデルに係る外部監査の

6 - 2 - 6 内部管理モデルに係る外部監査の結果の確認

内部管理モデル方式を利用している証券会社(外国証券会社を含む。)に対しては、毎年、前年度におけるリスクの計測の過程及びリスク計測モデ

結果を確認するものとする。

(3) 自己資本府令第9条第10項の規定により、直近90営業日以上データを
用いて申請した証券会社に対して内部管理モデル方式の使用を承認
する場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

内部管理モデル方式使用後、250営業日の営業日ごとの損益の額及び
当該期間中の超過回数を、報告しなければならない。

上記超過回数の状況に鑑み必要があると認められるときは、内部管
理モデル方式の使用承認を取り消し、同方式の使用を停止し又は同方式
の内容を変更するべき旨の指示をすることがある。

6 - 9 取引先リスク相当額

(1) 自己資本府令第10条第2項の規定により与信相当額を算出する方式を
オリジナル・エクスポージャー方式、同条第3項及び第5項の規定によ
り与信相当額を算出する方式をカレント・エクスポージャー方式という。

(2) 証券会社が、自己資本府令第10条第4項の規定により預託された資産
の時価額を与信相当額から控除している場合には、当該資産が担保とし
て相応しいものであるかどうか、及び当該資産の時価額が適切に把握さ
れているかどうかを、適宜、確認するものとする。特に、取引の相手方
が関係会社である場合には、入念に確認を行うものとする。

(3) 自己資本府令第10条第6項に規定する法的に有効な相対ネットィング
契約とは、関係各国の法律の下において法的有効性を有している相対ネ
ッティング契約のことをいい、法的有効性については、取引の相手方が
破綻した場合又は取引の相手方との間で紛争が生じた場合、関連する法
律に照らして、証券会社の与信が当該ネットィング契約の下で相殺され
た金額に留まると所管の裁判所又は監督機関が合理的に判断するであ
らうことを示す、法的見解（リーガル・オピニオン）を書面により確認し
ているかどうかを確認するものとする。

なお、関連する法律については、少なくとも、次に掲げるものを調査
しているかどうかを確認するものとする。

ルに係る外部監査の結果を確認するものとする。

（削る）

（削る）

（削る）

6 - 2 - 7 与信相当額から控除している担保金等の確認

自己資本規制府令第17条第3項及び第4項の規定に基づき担保金その他
の資産の時価額を控除している場合においては、次の点に留意の上、控除
額が適切であるか確認するものとする。

(1) 当該担保金その他の資産が担保としてふさわしいものであるか。

(2) 当該担保金その他の資産の時価額及び当該時価額から控除すべき市
場リスク相当額が適切に算出されているか。

6 - 2 - 8 法的に有効な相対ネットィング契約の確認

取引先リスク相当額を算出する場合において、法的に有効な相対ネットィ
ング契約下にある取引について、相殺した後の額により与信相当額を算
出しているときは、次の点を確認するものとする。

(1) その法的有効性について、取引の相手方が破綻した場合又は取引の相
手方との間で紛争が生じた場合に、関連する法律に照らして、証券会社
の与信が当該ネットィング契約の下で相殺された金額に留まると所管の
裁判所又は監督機関が合理的に判断するであろうことを示す、法的見解
（リーガル・オピニオン）を書面により確認しているか。

(2) 関連する法律について、少なくとも、次に掲げるものを調査している
か。

___ 取引の相手方に設立の免許又は許可を与えた国の法律及び取引の相手方の国外の営業所の所在する国の法律

___ ネットィングの対象となる個々の取引に係る法律

___ ネットィングを行うために必要な契約に係る法律

(4) 同一の取引先に同一内容の取引を行う等、当該取引の法的有効性が明らかであると証券会社の内部管理部門が認めた取引を再び行う場合には、個々の相対ネットィング契約ごとのリーガル・オピニオンの存在を確認する必要はないことに留意する。

(5) 自己資本府令第 10 条第 7 項の規定により、取引の相手方が支払うべき金額を取引先リスク相当額とした場合は、当該取引により計上した立替金に係る取引先リスク相当額の算出は要しない。

(6) 自己資本府令第 10 条第 9 項の規定に基づき、取引先リスク相当額に加える額の自己資本府令別紙様式第 1 号への記載については、「4 . リスク相当額」の「(2) 取引先リスク相当額」の「合計 (E)」欄の上欄に必要な欄を設け、適宜、記載するものとする。

(7) 自己資本府令別表第 13 に掲げる保証予約とは、形式及び名義の如何にかかわらず、将来において債務保証契約の成立を約する契約をいい、名義上、経営指導念書（関係会社等が金融機関等から借入れを行う際に同社への監督責任を認め、関係会社等への経営指導等を行うことを約して債権者に差し入れる文書をいう。）であっても、その記載内容に基づく法的効力が債務保証又は保証予約と同様と認められるものであって、財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 58 条の規定により貸借対照表に注記しなければならないものに該当するものを含むことに留意するものとする。

(8) 簡易保険事業団及び年金福祉事業団は、自己資本府令別表第 1 4 に掲げる指定国の政府機関に準ずる者に該当する。

(9) 自己資本府令別表第 14 における指定格付を付与された者の認定にあたっては、複数の指定格付機関の格付を確認する必要はない。

(10) 証券会社が自己資本規制比率に関する届出書の作成にあたって、指定格付を付与された者として認定した相手方に関して格付を確認した格付機関を、適宜、確認するものとする。

___ 取引の相手方に設立の免許又は許可を与えた国の法律及び取引の相手方の国外の営業所の所在する国の法律

___ ネットィングの対象となる個々の取引に係る法律

___ ネットィングを行うために必要な契約に係る法律

(削る)

(削る)

(削る)

6 - 2 - 9 保証予約の確認

形式及び名義の如何にかかわらず、将来において債務保証契約の成立を約する契約を保証予約として取引先リスク相当額を算出しているか確認するものとする。この場合において、名義上、経営指導念書（子会社等が金融機関等から借入れを行う際に子会社等への監督責任を認め、子会社等に対し経営指導等を行うことを約して債権者に差し入れる文書をいう。）であっても、その記載内容に基づく法的効力が債務保証又は保証予約と同様と認められるもので、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 58 条の規定により貸借対照表に注記しなければならないものは、保証予約に該当するものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(11) (9)の規定にかかわらず、デリバティブ取引の相手方に関しては、複数の指定格付機関の格付を参考に、証券会社が与信管理を行うよう、指導するものとする。

(削る)

(12) 自己資本府令別表第 14 備考 1 の短期債格付において指定格付と同等の格付が付与されている場合には、指定格付を付与されたものとみなすという規定の趣旨は、短期債格付という性格に鑑み、契約期間が 1 年以下の取引及び資産について適用できるということであり、当該短期債格付については、以下の格付によっているかどうかには留意するものとする。

(削る)

株式会社格付投資情報センター a - 1 + a - 1 a - 2 a - 3
株式会社日本格付研究所 J - 1 + J - 1 J - 2 J - 3
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク P - 1 P - 2 P
- 3
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ A -
1 + A - 1 A - 2 A - 3
フィッチレーティングスリミテッド F 1 + F 1 F 2 F 3
トムソン・バンクウォッチ・インク T B W - 1 T B W - 2 T B W
- 3

(13) 公表又は未公表を問わず、金融庁若しくは財務局による検査又は外部監査の結果、債務超過と認められた法人は、自己資本府令別表第 14 備考 3 の「客観的に債務超過状態にあると認められた法人」に該当することに留意する。

6 - 2 - 10 債務超過と認められた法人の確認

公表又は未公表を問わず、金融庁若しくは財務局による検査又は外部監査の結果、債務超過と認められた法人は、自己資本規制府令別表第 18 備考 5 (4) の「客観的に債務超過状態にあると認められた法人」に該当する。

(14) 自己資本府令別表第 14 備考 7 に規定する連結財務諸表提出会社が付与されている格付により取引先リスク相当額を算出することができる連結会社とは、連結決算の対象会社であって、当該連結決算について適切な外部監査を受けているものをいうことに留意し、当該事実を監査報告書により、適宜、確認するものとする。また、関係会社に対する与信相当額及び取引先リスク相当額の計算については、その内容が適正であることを、契約書及び監査報告書等を参考に、適宜、モニタリングするものとする。

6 - 2 - 11 連結財務諸表提出会社の確認

自己資本規制府令別表第 18 備考 3 に規定する連結財務諸表提出会社が付与されている指定格付により取引先リスク相当額を算出することができる連結子会社とは、連結決算の対象会社であって、当該連結決算について適切な外部監査を受けているものをいうことに留意し、当該事実を監査報告書により、適宜、確認するものとする。また、関係会社に対する与信相当額及び取引先リスク相当額の計算については、その内容が適正であることを、契約書及び監査報告書等を参考に、適宜、モニタリングするものとする。

6 - 10 基礎的リスク相当額

(削る)

- (1) 自己資本府令第 11 条に規定する基礎的リスク相当額の計算において、計算を行う日の属する月の前々月以前の期間が 1 年に満たない場合には、合理的な計算方法で 1 年間の同条に規定する営業費用の額に相当する額を計算したうえで、基礎的リスク相当額を算出するものとする。 (削る)
- (2) 各営業年度の決算における会計処理については、1 年の各月の販売費・一般管理費及び金融費用に対応させて再計算しないことに留意する。 (削る)
- (3) 自己資本府令第 11 条第 3 項の規定は、月次等の決算を行う場合に、当該決算による会計処理を営業費用に反映させることを妨げるものではない。 (削る)

6 - 11 月次報告等

- (1) 6 - 4 - (1)の規定にかかわらず、自己資本府令第 13 条第 1 項に規定する自己資本規制比率に関する届出書には、自己資本府令の規定する算出方法による市場リスク相当額及び取引先リスク相当額が記載されなければならないことに留意する。 (削る)
- (2) 自己資本府令第 5 条第 7 項の規定により業務の種類ごとに分解法又は内部管理モデル方式を選択した場合であって、複数のリスク・カテゴリーに属する有価証券等の市場リスク相当額を算出する場合には、自己資本府令第 13 条第 1 項に規定する自己資本規制比率に関する届出書の第 4 面の作成にあたって、各々のリスク・カテゴリーに対応する数値の記載を求めるものとする。 (削る)
- (3) 自己資本府令第 13 条第 4 項の規定に基づき提出する業務又は財産の状況を説明した書類には、流動資産の状況、債務弁済の状況（短期負債の内容を含む。）当面の資金繰り見通し及び各リスクの内容について、記載を求めるものとする。 (削る)
- (4) 自己資本府令第 13 条第 4 項の規定に基づき自己資本規制比率に関する届出書を提出した証券会社に対しては、当該届出書提出日以後、必要に応じて、当該者の自己資本規制比率並びに業務及び財産の状況をヒアリング等により確認するものとする。 (削る)
- (5) 自己資本府令第 13 条第 6 項に規定する「法第 52 条第 2 項の規定に違反することとなった場合」の認定は、営業日ごとに行うものであり、証券会社に対しては、自己資本規制比率が 120%未満である間は、営業日ごとに同項に規定する自己資本規制比率に関する届出書の提出を求めるも (削る)

のとする。

(6) 自己資本府令第 14 条各号に掲げる事項については、決算修正後の数値を用いることは妨げないものとするが、法第 52 条第 3 項に規定する書面には、決算修正後のものである旨を明記することを求めるものとする。

(削る)